

龍ヶ崎市
第 2 次中期財政計画
(平成 29 年度～平成 33 年度)

平成 29 年 2 月
茨城県龍ヶ崎市

はじめに

本市では、平成 24 年 9 月に、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な地域経営を確保するため、「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を制定しました。同条例においては、本市のまちづくりの基本方向を示す最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」は財源の根拠をもって策定すること、事業の進捗状況等を反映した「財政収支見通し」を公表することを義務付けるなど、条例に裏打ちされた財政運営を行うこととしました。

また、同条例では、「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を確実に実行し、真に必要な施策に充てる財源を確保するため、財政指標を用いた財政運営の目標を定めることも規定しています。その目標を達成し、維持するため、同条例施行規則に規定された「中期財政計画」を策定し、平成 25 年度から平成 28 年度までを計画期間として、財政力強化に取り組んできたところです。

このような継続した財政健全化の取組により、ピーク時の平成 14 年度に約 635 億円だった将来の財政負担は、平成 27 年度には約 418 億円まで減少し、一般基金残高も平成 21 年度の約 28 億円を底に、平成 27 年度には約 64 億円に回復いたしました。

しかし、本市の人口は平成 22 年度をピークに減少に転じており、今後ますます少子高齢化の進行が予測されることから、市税収入の落ち込み、社会保障関係費の増加が懸念されます。人口減少社会に的確に対応しつつ、人を呼び込む政策を展開しながら、安心して住み続けられるまちづくりに必要な財源を担保できるように、「第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」と期間を同じくした「第 2 次中期財政計画」を策定し、引き続き財政力強化に取り組んでまいります。

「第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」における施策を推進するための具体的事業を登載した「アクションプラン（中期事業計画）」は、「財政収支見通し」から充当可能財源を推計のうえ、毎年度見直しを行うことで、「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の確実な実行に努めていきます。

見直しの結果は、広報紙や公式ホームページ等を活用し、広く市民の皆様にお知らせし、情報発信に努めてまいります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成 29 年 2 月

龍ヶ崎市長 中山 一生

目 次

第1章 財政の現状	
1 経常的な歳入・歳出決算と経常収支比率の動向	1
2 財政硬直化の原因	2
(1) 一般財源の減少	2
(2) 義務的経費の増加等	3
3 将来の財政負担の状況	4
4 一般基金等の状況	5
(1) 特定目的基金の状況	5
(2) 一般財源基金の状況	5
5 財政健全化の取組	6
(1) 中期的な財政健全化計画の策定	6
(2) 健全化判断比率の状況	7
第2章 第1次中期財政計画の取組と成果	
1 財政運営目標の実績	8
(1) 財政収支の改善	8
(2) 柔軟な財政構造への転換	9
(3) 将来負担額の削減	10
2 歳出削減・歳入確保の実績	11
(1) 歳入項目増減要因	12
(2) 歳出項目増減要因	12
第3章 財政収支見通しと課題	
1 財政収支見通し	14
(1) 推計方法	14
(2) 財政収支見通し	15
2 財政運営上の課題	15
第4章 財政運営の目標	
1 計画策定の趣旨と方向性	17
2 計画期間	17
3 財政運営の目標	17
(1) 財政収支の改善	17
(2) 柔軟な財政構造への転換	18
(3) 将来負担額の削減	18
第5章 財政力強化の取組	
1 収支改善目標	19
(1) 歳出削減目標額	19
(2) 歳入確保目標額	19
2 具体的な取組事項	19
3 計画実施後の財政収支見通し	21
4 進行管理と公表	21
資料	22

第1章 財政の現状

1 経常的な歳入・歳出決算と経常収支比率の動向

本市では、平成10年代前半までの人口増加に伴う財政需要の伸びとインフラ整備に伴う長期債務の本格償還期を迎える中、バブル景気崩壊後の景気の長期低迷や地価下落に伴い市税収入が伸び悩んだことから、財政構造の硬直化が進行しました。

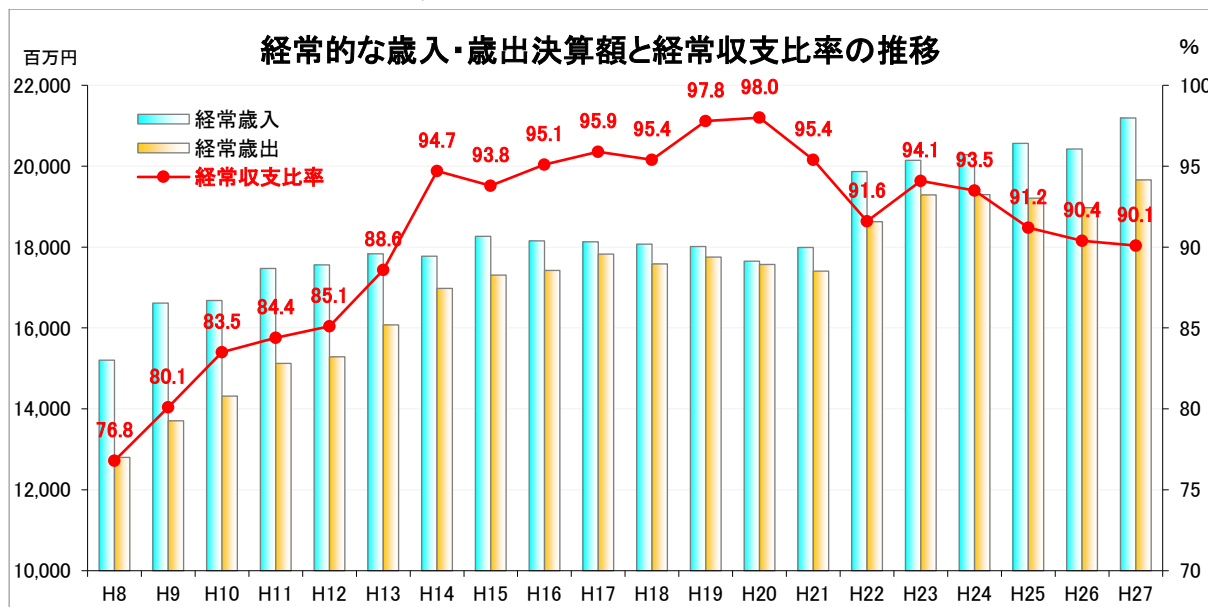
特に、平成14年度において、経常収支比率¹が88.6%から94.7%に急上昇しました。これは、平成8～10年度にかけて建設された清掃工場建設事業債の償還にかかる龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金の平年化や、平成11年度より開始された総合運動公園の整備のために借り入れた市債の償還が本格化したことなどによるものです。

平成16年度からは、三位一体の改革²による地方交付税の削減などが続き、さらに、平成20年秋の世界的な金融危機の影響も加わって、歳入環境が急速に悪化しました。

そのため、平成20年度には経常収支比率は98.0%に達し、このまま何らかの対策を講じなければ、本市の財政は財政健全化法³に規定する「早期健全化段階⁴」入りが危惧される情勢にありました。

その後、本市独自の財政健全化の取組による効果の顕在化に、地方交付税の復元も加わり、本市の財政状況は平成20年度を底に改善基調にあり、平成27年度には経常収支比率が90.1%まで回復しています。

しかし、この改善は市税などの自主財源の増収を伴う力強い改善とは言えず、依然として脆弱な財政基盤であり、今後、少子高齢社会の進展などにより、財政構造の硬直化が再び進行した場合には、深刻な状況に陥ることも想定されます。



(注)経常的な歳入には、臨時財政対策債等を含む。

¹ 地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されている割合で、この数値が低いほど、財政構造に弾力性があることを表し、経常的な経費が増加すると数値は高くなり、財政運営は硬直化する。

² 国と地方の税財源に関する改革で、①国から地方への補助負担金の削減、②国税から地方税への税源移譲、③地方交付税制度の見直し、この3つをまとめて実行することから「三位一体の改革」と呼ばれる。税源移譲3兆円の一方で、国庫補助負担金改革で4.7兆円削減、地方交付税改革で5.1兆円が削減された。

³ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の略称。

⁴ 財政健全化法で定める財政の健全化を判断するための指標。4つの指標により、「健全段階」、「早期健全化段階」又は「財政再生段階」の判定が行われる。

2 財政硬直化の原因

(1) 一般財源の減少

① 市税

市税は、景気の長期低迷や地価下落を反映し、平成 15 年度に大きく落ち込みました。その後は景気回復により市民税個人分は持ち直し、平成 18, 19 年度では定率減税の廃止及び税源移譲もあって 109.7 億円まで増加しました。

しかし、平成 20 年秋の世界的な金融危機を契機に、我が国経済は急速に冷え込み、企業業績の落ち込みと雇用環境の悪化など税収環境は一変、さらに東日本大震災も大きく影響を及ぼし、平成 23 年度には 100 億円を下回りました。その後、多少の増減はありますが、近年は 100 億円前後で推移しています。

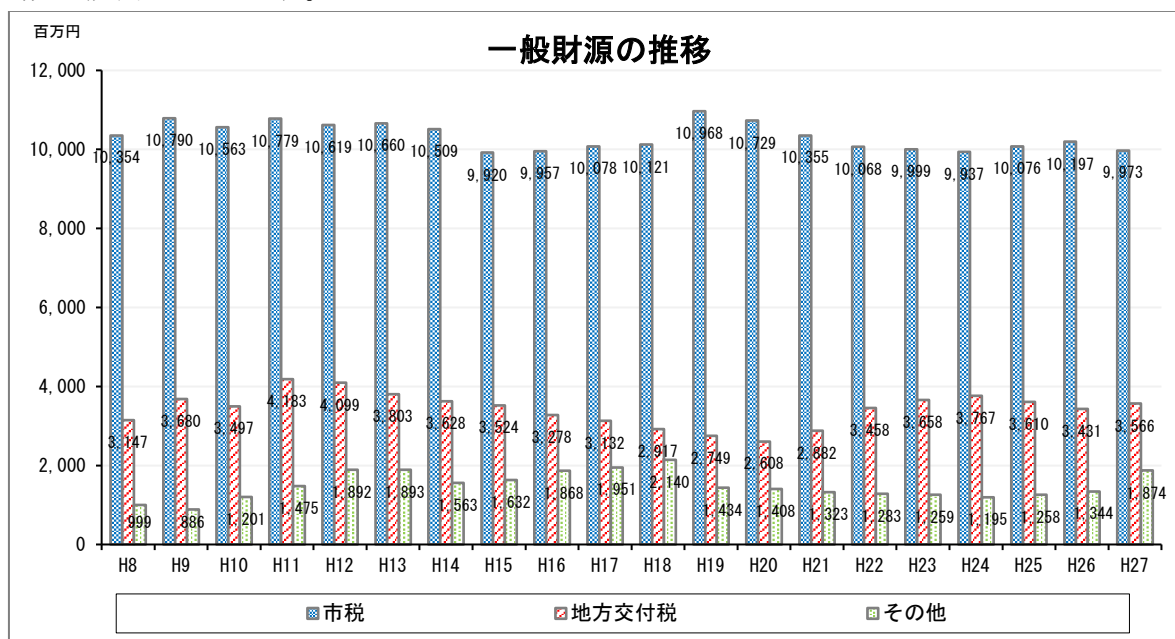
今後も、生産年齢人口の減少などにより、個人市民税は厳しい局面が続くと見込まれ、安定財源であるべき固定資産税・都市計画税も、地価の低迷が続いており、依然として厳しい情勢が見込まれます。

② 地方交付税⁵

地方交付税は、三位一体の改革の影響により、平成 11 年度の 41.8 億円に対し平成 20 年度では 26.1 億円と、約 4 割も減少しています。

その後、地方財政に対する国の支援措置、いわゆる「地方配慮」などの政策により、平成 24 年度には 37.7 億円まで復元しました。

しかし、三位一体の改革において国庫補助負担金を削減し、一般財源化する際の財源措置として、いわゆる「交付税措置」が多用されました。この交付税措置により、当該費用は基準財政需要額⁶に算入されますが、地方交付税の原資は増えるどころか減少傾向にあるのが実情であり、一般財源化の過程で、国から地方へ移譲されるべき財源の多くが事実上削減されており、本市の平成 25 年度以降の地方交付税は減少傾向にあります。



(注) 地方交付税は、震災復興特別交付税を除く。

⁵ 地方交付税は、地方の財源調整機能を有しており、本来、地方税収入の減少は地方交付税の増額要因となる。

⁶ 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額（実際の支出額ではないことに注意）。

(2) 義務的経費の増加等

① 義務的経費⁷

義務的経費は、歳出の大宗を占める経費で、平成27年度歳出決算構成比（普通会計）の約52%を占める状況です。財政運営の自由度を高めるためには、この義務的経費の圧縮も重要なポイントのひとつとなります。

しかし、人件費及び公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は大きく増加しており、全体としては増加基調にあります。

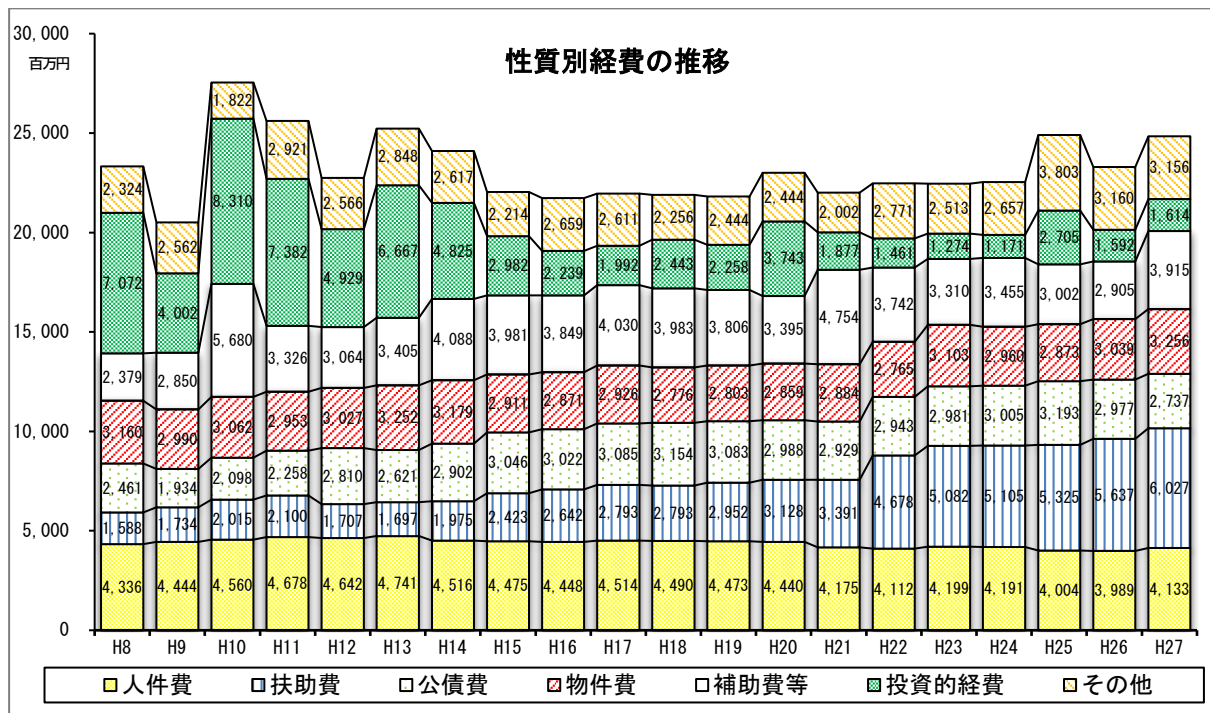
- 人件費：定員適正化計画に基づく職員削減等により一般職給料等は減少傾向にあり、財源確保に大きな効果。一方で、地域手当の引き上げや嘱託員・臨時職員の増、制度改正などに伴う負担増分のため、人件費全体では微減。
- 公債費：新規借入抑制や低利借換えなどの効果で減少傾向。
- 扶助費：生活保護費をはじめ社会保障関係費の伸びが顕著。重点施策の子育て支援経費も加わり、少子高齢化の進行とともに、増加傾向が続く。

② 物件費

物件費は、公共施設の維持管理や運営経費、電算経費が増加し、財政負担を押し上げる要因となっています。

③ 補助費等

本市の歳出構造の特徴は、一部事務組合⁸負担金が含まれる補助費等の歳出構成比が高いことです。一般廃棄物の共同処理を行っている龍ヶ崎地方塵芥処理組合では、現清掃工場などの建設に多額の事業費を投じており、事業債償還にかかる負担金が本市の大きな財政負担となっていました。当該償還は平成26年度で終了しましたが、平成26～28年度まで、施設長寿命化のための大規模改修が実施されています。また、消防・救急業務などを共同処理している稲敷地方広域市町村圏事務組合においても、指令センターの更新などが予定されており、多額の負担が見込まれます。



⁷ 人件費、扶助費及び公債費を義務的経費という。支出が義務付けられた経費であるため、任意に削減することが困難な性質を有している。反面、この経費を抑制することは財政の自由度を高めることにつながる。

⁸ ごみやし尿の処理、消防など、近隣の市町村と共同で事業を行うために設置された組合。

3 将来の財政負担の状況

本市では、昭和 50 年代から龍ヶ崎ニュータウン開発に伴う学校や道路、公園、下水道などのインフラ整備をはじめ、JR 常磐線佐貫駅周辺の区画整理事業などを実施してきました。また、市内の均衡ある発展のため、既成市街地においても都市計画道路や下水道の整備などを順次行ってきました。この結果、本市のインフラ整備率は全国平均を大きく上回るなど、市民生活に直結した公共施設の整備は順調に進みました。

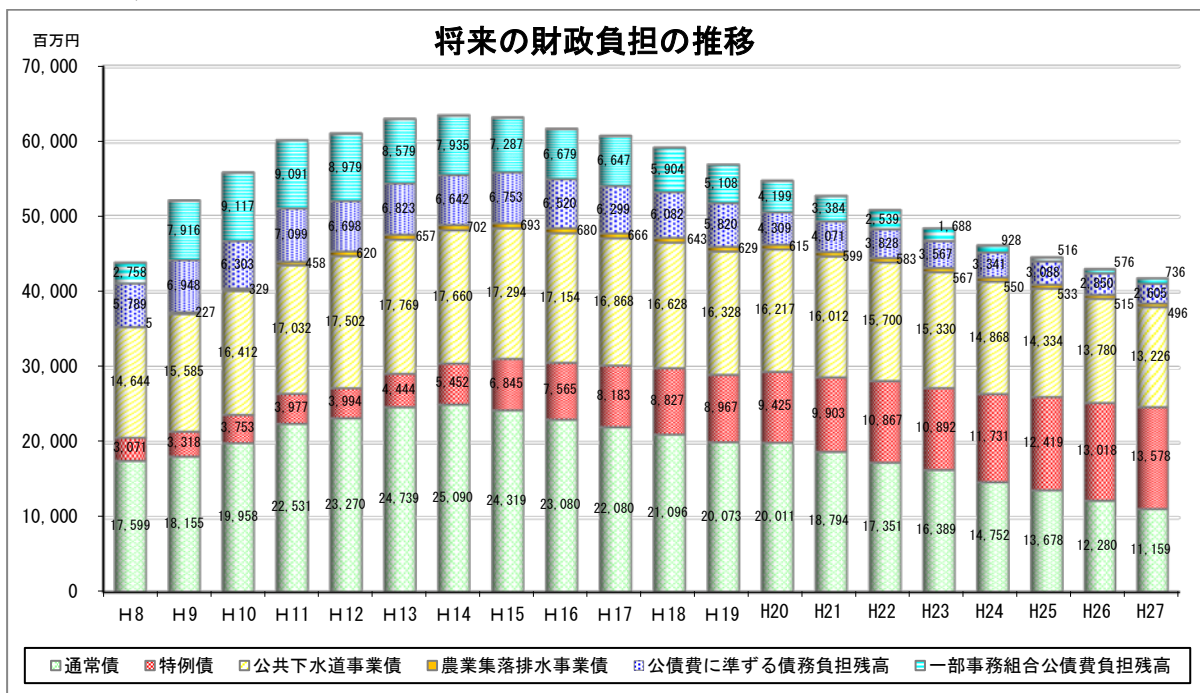
反面、これらの財源として活用した市債残高は、平成 15 年度に一般会計通常債・特別会計債合計で 492.5 億円に達し、ニュータウン内の小中学校の新設や大規模増築（5 省協定に基づく立替施行⁹に係るもの）を始めとした公債費に準ずる債務負担行為残高も平成 11 年度に 70.1 億円となるなど、将来の大きな財政負担を伴いました。

加えて、平成 8～10 年度にかけて建設された清掃工場建設事業債の償還にかかる龍ヶ崎市の負担金は、総額で 84.5 億円となり、これらを合わせた将来の財政負担の合計は、ピークであった平成 14 年度には 634.8 億円に上りました。

その後、新規借入の抑制や、繰上償還などの財政健全化の取組により、残高は年々減少しており、平成 27 年度末には 418 億円と、13 年間で 216.8 億円縮減しています。

また、平成 13 年度より導入された、地方交付税の一部を自治体が借入する「臨時財政対策債」のような特例債の累積が顕著になっており、平成 26 年度には、特例債の残高が通常債の残高を上回っています。

これらの市債や債務負担行為に係る償還期間は、概ね 20～30 年の長期に渡るもので、これにより償還費用は平準化され、「世代間の負担の公平」が確保されます。反面、償還費用は長期に渡って高止まりし、大きな財政負担となることから、市債の活用にあたっては、将来の世代に過度の負担を強いることのないよう留意することも必要です。



⁹ 日本住宅公団（現、都市再生機構）等が行う大規模な宅地開発等においては、道路・公園・下水道などの公共施設の整備や、学校・幼稚園・保育園などの便利施設の整備費用が先行し、人口増加に伴う増収効果は遅効するため、市町村は財政的に窮することとなる。この対策として、公団等が市町村に代わって公共施設や便利施設の建設を施行し、市町村は当該費用を長期で返済する「立替施行」制度が制定された。この制度は、関係する 5 つの省（当時の建設省、大蔵省、文部省、厚生省、自治省。）で了解・制定されたことから、「5 省協定」と呼ばれている。

4 一般基金¹⁰等の状況

(1) 特定目的基金¹¹の状況

本市では、総合病院の誘致や総合運動公園建設などの大型事業や、その後の財政負担に備えて基金を積み立て、平成9年度末には、本市の特定目的基金は76.3億円の残高がありましたが、平成10年度より総合病院の誘致及び施設整備に、平成14年度より総合運動公園の建設に基金を活用したことなどにより、平成21年度末には6.8億円まで減少しました。

特定目的基金は、当該基金の設置目的である施設整備等に際して取崩しを行うことから、その残高は公共施設の充実度と反比例する性質があります。

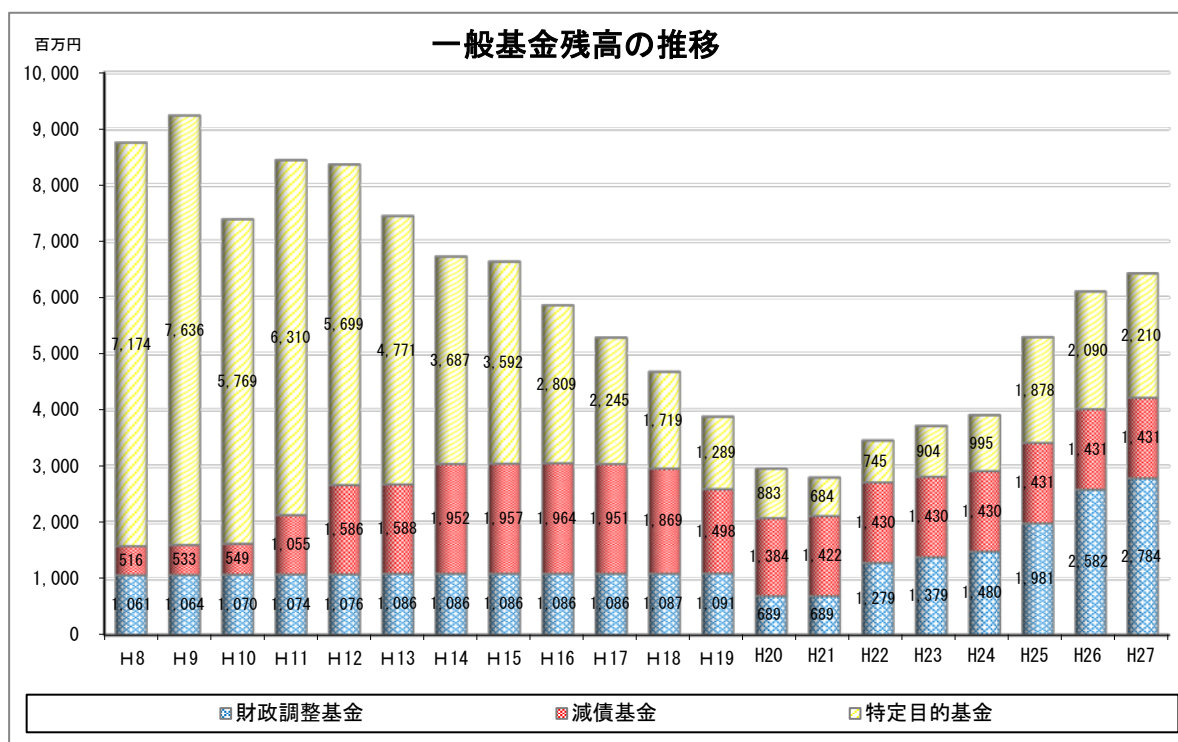
その後、施設の更新需要などに備えるため、義務教育施設整備基金や公共施設維持整備基金を中心に積立を行い、平成27年度末には22.1億円まで増やしましたが、平成9年度末の3分の1以下であり、依然として低い水準にあります。

(2) 一般財源基金¹²の状況

年度間の財源調整機能を担う財政調整基金は、平成20年秋以降の世界同時不況に伴う歳入環境の急速な悪化に対応するため、平成20年度に4億円を取崩しました。

この結果、財政調整基金の残高は6.9億円となり、減債基金13.8億円と併せても20.7億円と、数年後には一般財源基金の枯渇が現実味を帯びる危機的状況を迎えました。

その後、収支改善効果を生かした積立を行い、平成27年度末には財政調整基金が27.8億円、減債基金が14.3億円と改善しました。しかし、県内他市と比較しても本市の積立額は決して多いとは言えず、また、災害や金融危機等により、想定していた歳入の確保が困難となった場合の対応を考慮すると、十分な残高が確保されている状況にはありません。



¹⁰ 特定目的基金（定額運用基金である土地開発基金を除く。）と、一般財源基金を合わせた総称。

¹¹ 公共施設維持整備基金、義務教育施設整備基金、地域振興基金など、特定の目的のために資金を積み立てたもの。

¹² 財政調整基金、減債基金のような、財源不足に対応するための基金。

5 財政健全化の取組

(1) 中期的な財政健全化計画の策定

① 龍ヶ崎市財政健全化プラン【計画期間:平成 13～17 年度】

本市においては、平成 12 年度に策定した財政推計において、ニュータウン開発にかかる先行投資のために借り入れた公債費負担額の増加などにより、平成 14 年度以降の財源不足と経常収支比率の悪化が予想されたことから、新たな市民ニーズに的確に対応できる強固な財政基盤の確立を図るため、「龍ヶ崎市財政健全化プラン」を策定し、内部改革を中心に経費縮減を進めました。

② 財政改革推進プログラム【計画期間:平成 16～18 年度】

景気低迷の長期化や三位一体の改革による地方交付税の削減などにより財政状況の厳しさが増す中、平成 15 年度に財政推計の見直しを行った結果、5 年間で 50 億円以上の大幅な収支不足が予想されたことから、財政健全化プランの具体化を図るための対策を個々に定めた「財政改革推進プログラム」を策定し、平成 16～18 年度を「財政健全化集中期間」とし、単年度 10 億円の収支ギャップの改善を目指しました。

③ 第 2 次龍ヶ崎市財政健全化プラン【計画期間:平成 19～21 年度】

平成 13～18 年度の第 1 次財政改革は、目標とした 34 億円を大きく超える 84 億 7,000 万円の財源確保を達成しましたが、収支不足を一般財源基金の取崩しで対応せざるを得なく、経常収支比率などの目標指標は更に悪化しました。そのため、平成 18 年度に「第 2 次財政健全化プラン」を策定し、「歳入に見合った歳出構造」への転換を図り、15 億円の目標に対し、23 億 8,000 万円の財源を確保しました。

④ 第 3 次龍ヶ崎市財政健全化プラン【計画期間:平成 22～24 年度】

これまでの財政健全化の取組にもかかわらず、平成 20 年度には、経常収支比率が 98.0%にまで悪化し、財政調整基金を 4 億円取り崩して一定の黒字を維持することとなり、一般財源基金の枯渇及び「早期健全化段階」入りが危惧される極めて深刻な状況となりました。

このような中、「第 3 次財政健全化プラン」においては、恒常化しつつある赤字体質、基金繰入れに依存した財政運営からの脱却を最優先課題として、財政収支の改善を図り、12 億円以上の財源確保の目標に対し、55 億 2,000 万円を確保しました。

⑤ 龍ヶ崎市中期財政計画【計画期間:平成 25～28 年度】

「第 3 次財政健全化プラン」の中で目標の一つに掲げた、「財政運営に関する独自ルールの制定」に基づき、平成 24 年 9 月に「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し、財政収支見通し及び公共施設等整備に伴う財政運営影響額の公表や、財政運営の目標及び早期健全化基準を上回る独自の「早期警戒基準」の設定などを規定しました。

また、同条例施行規則第 13 条に規定された「中期財政計画」を平成 25 年 2 月に策定しました。(以下、本計画と対比するため、この計画を、「第 1 次中期財政計画」と言います。)

(2) 健全化判断比率の状況

財政健全化法が平成 21 年 4 月から全面施行され、これにより同法に基づき算定する健全化判断比率が基準値を超える場合は、同法に基づく財政再生等の取組が義務付けられました。

これによる本市の健全化判断比率は、平成 19 年度から平成 27 年度のいずれも早期健全化基準未満となり、同法に基づく本市財政の評価・判断は健全段階にあります。

また、本市独自の基準として、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則第 14 条に規定された「早期警戒基準」もクリアし、財源調整のための基金繰入れを行わずに、一定規模の黒字決算を維持しています。

健全化判断比率の推移 (％)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実質赤字比率 ¹³	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率 ¹⁴	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率 ¹⁵	11.7	11.0	10.4	10.3	9.6	7.7	5.8
将来負担比率 ¹⁶	70.5	54.2	42.2	34.1	13.8	—	—

健全化判断基準

区分	財政再生基準	早期健全化基準	早期警戒基準
実質赤字比率	20.00%	12.77%	0.0%以上
連結実質赤字比率	30.00%	17.77%	0.0%以上
実質公債費比率	35.0%	25.0%	16%以上
将来負担比率		350.0%	200%超

(注)早期健全化基準は、平成 27 年度の基準。

公営企業の資金不足比率¹⁷の推移 (％)

会計名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公共下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	—	—
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	—	—	—	—

経営健全化基準

区分	経営健全化基準	早期警戒基準
資金不足比率	20.0%	0.0%以上

¹³ 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、その年度の資金不足の程度を表す。実質収支が黒字の場合は算出されず、赤字となる場合のみ算出される。

¹⁴ 全会計の実質赤字額の合計額の標準財政規模に対する割合で、その地方公共団体全体の資金不足の程度を表す。実質収支が黒字の場合は算出されず、赤字となる場合のみ算出される。

¹⁵ 一般会計等の地方債元利償還金や、特別会計・一部事務組合の地方債元利償還金に係る繰出金・負担金など、市が負担すべき実質的な公債費総額の標準財政規模等に対する割合で、その年度の実質的な公債費による財政負担の程度を表す。

¹⁶ 一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な債務の標準財政規模等に対する割合で、この数値が高いと、今後公債費などの増大により財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

¹⁷ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定及び公表が義務付けられている公営企業の経営状況の指標。公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合で、その年度の資金不足の程度を表す。数値が政令で定める基準を上回った場合、経営健全化計画の策定など自主的な経営健全化を図ることとなる。

第 2 章 第 1 次中期財政計画の取組と成果

1 財政運営目標の実績

第 1 次中期財政計画においては、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 21 条及び同条例施行規則第 12 条の規定による財政運営目標¹⁸をベースに、平常時における柔軟な財政構造の構築など、財政力強化を推進するため、次の 5 項目を目標としました。

(1) 財政収支の改善

【目標①】 基礎的財政収支¹⁹の黒字維持

(2) 柔軟な財政構造への転換

【目標②】 経常収支比率 90%以下

【目標③】 積立金残高比率²⁰35%以上

(3) 将来負担額の削減

【目標④】 実質債務残高比率²¹180%以下

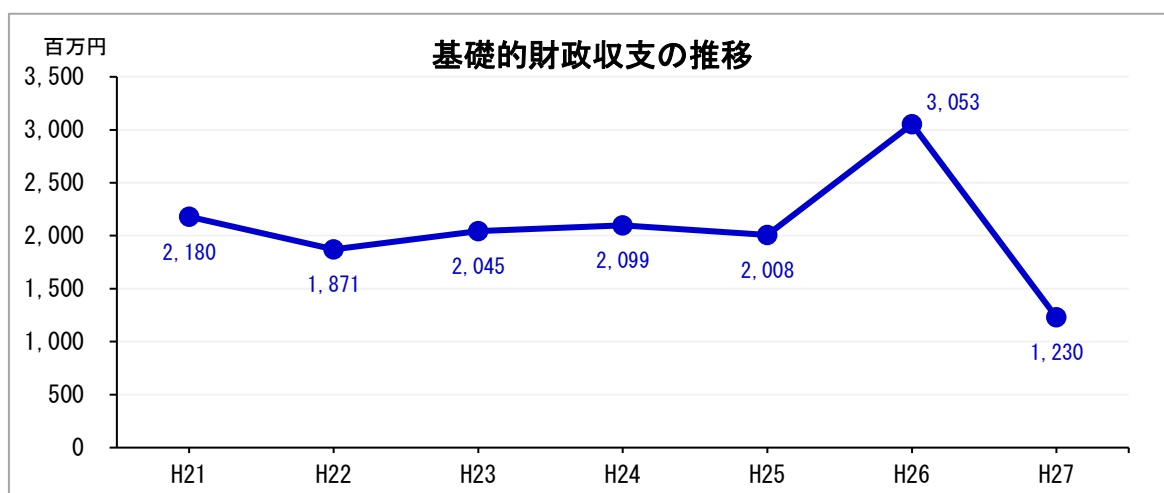
【目標⑤】 社会資本形成の将来世代負担比率²²30%以下

ここでは、計画期間を含め、財政健全化法が全面施行された平成 21 年度以降の財政運営目標の実績について検証します。

(1) 財政収支の改善

【目標①】 基礎的財政収支の黒字維持

基礎的財政収支はプライマリーバランスとも言い、均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。本市における基礎的財政収支は、いずれの年度も黒字を維持しています。



¹⁸ 実現可能性を勘案し、県内市平均などを参考に、当面の達成すべき目標として設定している。

¹⁹ 基金積立金及び公債費を除いた歳出と、繰越金、基金繰入金及び地方債を除いた歳入のバランスを見るもので、単年度の純粋な収支状況を表す指標。財務諸表においては、資金収支計算書（CF）における経常収支と資本的収支の合算額として算出される。

²⁰ 基金残高の標準財政規模に対する割合で、年度間の収支を調整し、財源不足を平準化する機能や、突発的な財源不足に対応する機能を有する積立金の多寡を表し、比率が高いほど財源調整力に優れていることになる。

²¹ 地方債残高に債務負担行為額を加えたものの標準財政規模に対する割合で、将来の財政負担を示す。

²² 財務諸表のうち貸借対照表（BS）における負債の部・地方債残高の、資産の部・公共資産に対する割合で、資産形成の状況と、それにかかる負債の状況を表す比率。

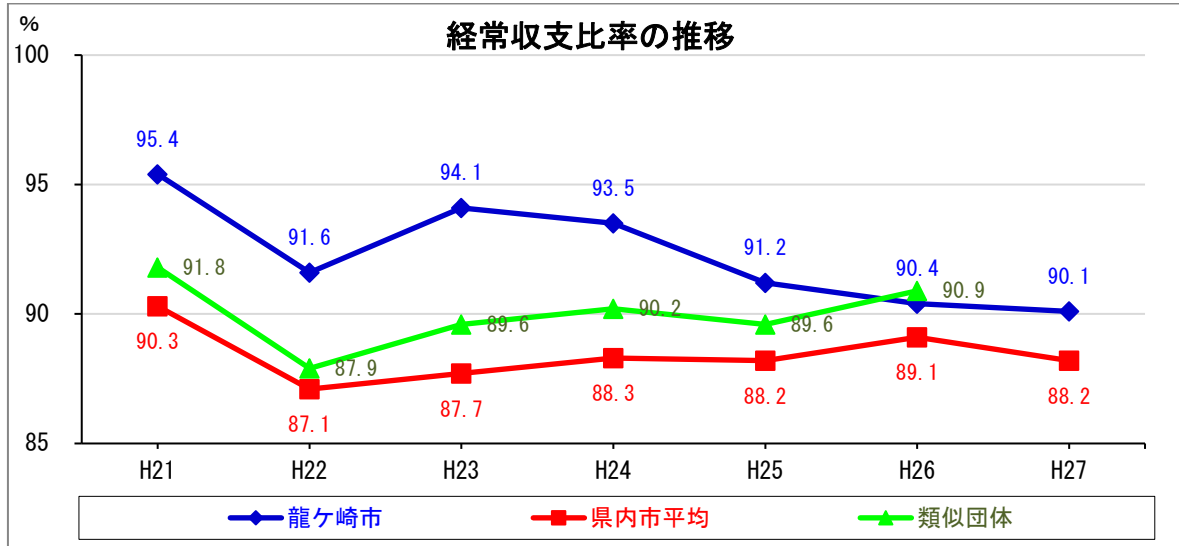
(2) 柔軟な財政構造への転換

【目標②】 経常収支比率 90%以下

経常収支比率は、平成 24 年度以降は収支改善傾向により徐々に目標に近づき、平成 27 年度においては 0.1 ポイントまで迫りましたが、目標達成には至りませんでした。

しかし、県内市平均と比較すると、比率はまだ高い状況です。

経常収支比率は、比率が低いほど財政に柔軟性があることを示す指標であることから、目標の達成及び県内市平均を下回ること目指します。

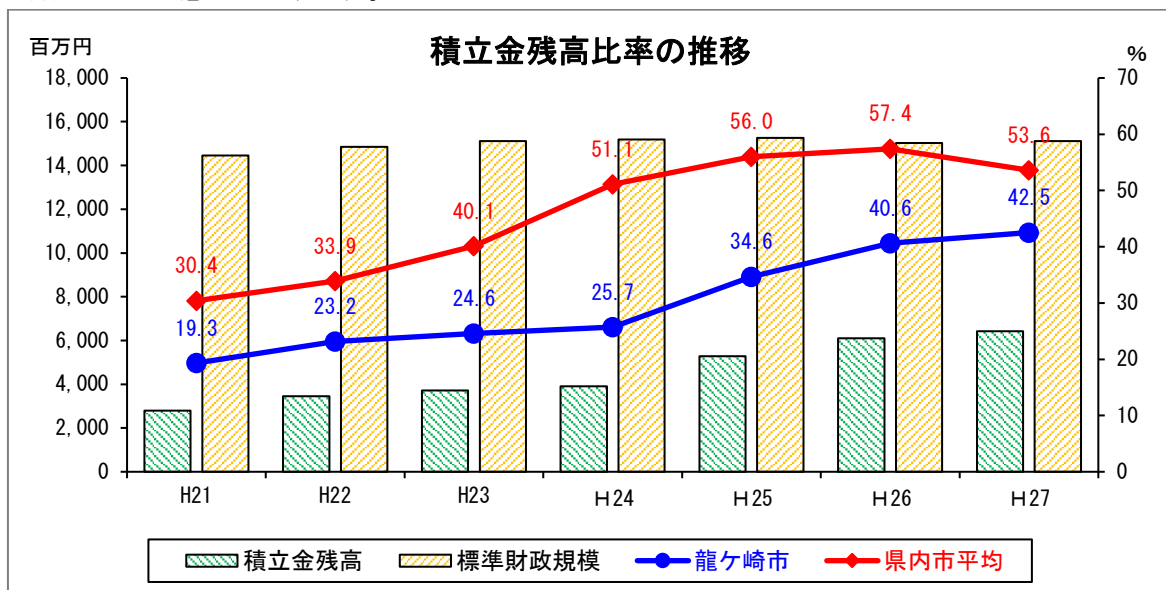


【目標③】 積立金残高比率 35%以上

積立金残高比率は、平成 21 年度以降の収支改善による財源を活用し、以後の財政需要に備え、財政調整基金や公共施設維持整備基金等への積立を行ってきた結果、着実に増加し、平成 26 年度には 40.6%、平成 27 年度には 42.5%と目標を達成しました。

しかし、県内市平均と比較すると、比率はまだ低い状況です。

また、この比率は事業に基金を活用すると一気に比率が下降するため、事業への基金活用には注意が必要です。

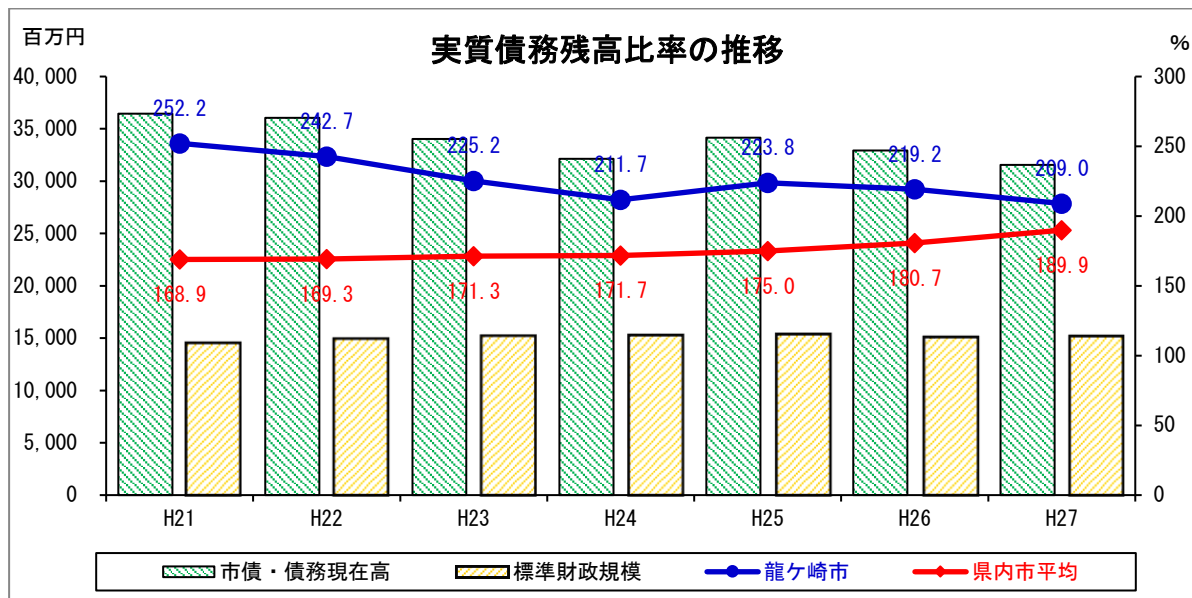


(3) 将来負担の削減

【目標④】実質債務残高比率 180%以下

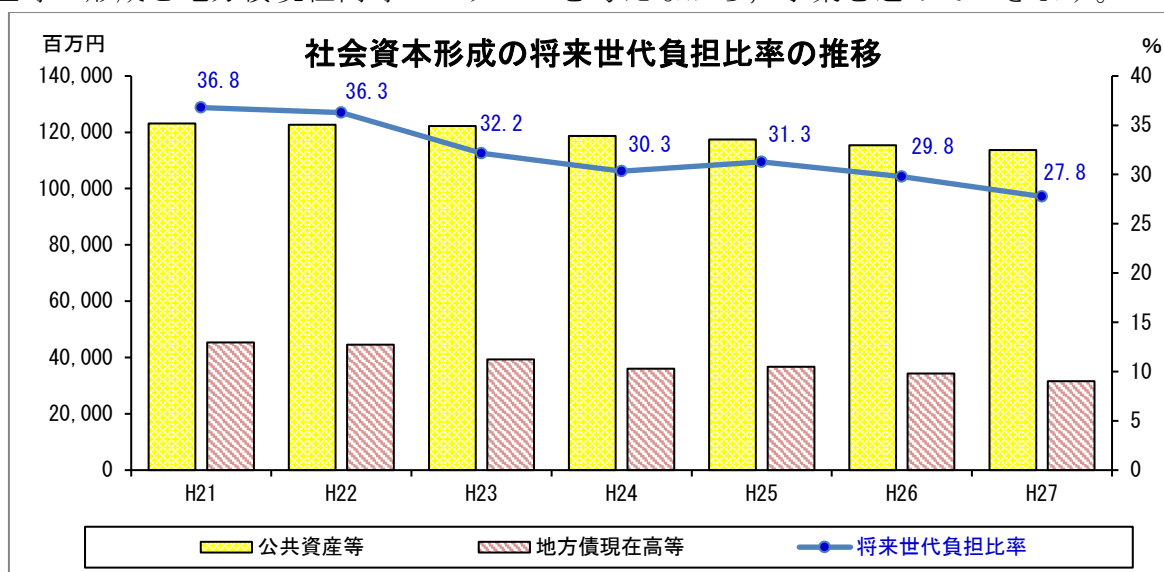
実質債務残高比率は改善傾向にあるものの、平成 27 年度においては、目標を達成出来ていません。これは、地方債残高が着実に減少している反面、指定管理業務委託に係る複数年契約の影響等から、債務負担行為残高が減少しにくいことが要因です。

県内市平均と比較しても依然として比率は高い状況にあることから、今後も目標の達成に向け、適切な債務負担行為の設定等の取組を推進していきます。



【目標⑤】社会資本形成の将来世代負担比率 30%以下

本市においては、計画的に公共施設等の資産形成を進めながら、その財源となる地方債等についても着実に償還を行ってきました。そのため、社会資本形成の将来世代負担比率は減少傾向にあり、平成 26 年度には 29.8%、平成 27 年度には 27.8%と目標を達成しました。今後も、将来の世代に過度の負担を強いることのないよう、公共資産等の形成と地方債現在高等のバランスを考えながら、事業を進めていきます。



2 歳出削減・歳入確保の実績

第1次中期財政計画においては、歳出削減として単年度1億円以上、歳入確保として単年度5千万円以上、計画期間（平成25～28年度）において累計6億円以上の財源確保を目標としました。

中期財政計画作成時の財政収支見通し（平成24年10月現在）と平成25～27年度の決算を比較し、計画期間中の実績を見ると、小中学校への空調機設置や城西中学校大規模改修事業、防犯灯のLED化などによる普通建設事業費の増、臨時福祉給付金の給付開始や児童手当、子ども子育て支援制度への移行などの制度改正などによる扶助費の増、収支改善に伴う基金積立などにより、歳出は推計よりも大きく膨らみました。

しかし、小中学校への空調機設置事業に対する地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の活用や塵芥処理組合大規模改修工事負担金に震災復興特別交付税が手当てされるなど、新規財源の確保に努めたほか、扶助費の増加に伴い国庫補助負担金なども増加したことから、歳入を大幅に確保することができました。

その結果、単年度1.5億円、3年間累計4.5億円の財源確保目標に対して、3年間で29.9億円の財源を確保しており、目標を大きく上回る成果を上げています。

期間中効果額

(百万円)

区分		H25	H26	H27	期間内計
歳入確保	推計 A	24,178	22,734	22,563	69,475
	実績 B	26,227	24,484	26,340	77,051
	効果額 B-A	2,049	1,750	3,777	7,576
歳出削減	推計 A	23,290	21,871	21,995	67,156
	実績 B	24,405	22,699	24,638	71,742
	効果額 A-B	△1,115	△828	△2,643	△4,586
収支	推計 A	888	863	568	2,319
	実績 B	1,822	1,785	1,703	5,310
	効果額 B-A	934	922	1,135	2,991

(注)推計値には、平成24年度以前の財政健全化の効果が含まれているものとします。

(注)項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。

期間中効果額内訳

(百万円)

歳入項目	財源確保額	歳出項目	歳出削減額
地方税	914	人件費	△404
地方譲与税等	556	物件費	613
地方特例交付金	57	維持補修費	141
地方交付税	1,016	扶助費	△1,798
分担金及び負担金	15	補助費等	△994
使用料	△169	普通建設事業費	△2,349
手数料	△3	公債費	△33
国庫支出金	2,575	災害復旧費	718
都道府県支出金	321	積立金	△2,902

繰越金	1,840
諸収入	999
地方債	△65
その他	336
震災復興特別交付税※1	△821
財源確保額合計	7,576

投資及び出資金	6
貸付金	65
繰出金	1,026
財政調整基金積立※2	1,300
歳出削減額合計	△4,586
収支差引	2,991

(注)項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。

※1 歳入項目のうち、推計時点で見込んでいない、龍ヶ崎地方塵芥処理組合大規模改修工事に対する負担金が震災復興特別交付税の対象となり、大幅な増額決算となっていますが、次年度に繰り越して事業に充当する財源であることから、純粋な一般財源の増額とは言えないため、歳入から減額しています。

※2 歳出項目のうち、「財政調整基金積立」は、積立金に含まれていますが、収支改善に伴う任意の積立であり、収支改善額の一部であることから、歳出から減額しています。

(1) 歳入項目増減要因

① 歳入を確保したもの

【国庫支出金】(2,575)

- ・小中学校空調機設置事業に対する地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の活用(平成25年度)
- ・臨時福祉給付金給付事業費・事務費補助金の皆増(平成26年度)
- ・子ども・子育て支援制度移行に伴う施設型給付費の増(平成27年度)

【繰越金】(1,840)

- ・収支改善による純繰越金の増(平成25～27年度)

【地方交付税】(1,016)

- ・塵芥処理組合大規模改修工事負担金に対する震災復興特別交付税の適用(平成26年度)
- ・地域経済雇用対策事業費等の個別算定経費の新設に伴う普通交付税の増(平成27年度)

② 歳入が減少したもの

【使用料】(△169)

- ・指定管理制度開始に伴う利用料金制移行による体育施設(たつのこアリーナ、スタジアム、フィールド等)使用料の皆減(平成26年度)

【地方債】(△65)

- ・交付税算定による臨時財政対策債発行額の減(平成25～27年度)

(2) 歳出項目増減要因

① 歳出を削減できたもの

【繰出金】(1,026)

- ・下水道債発行額の抑制や資本費平準化債の活用による公共下水道事業特別会計繰出金の減、介護保険給付費の伸びが推計で使用した高齢化率の伸びを下回ったことによる介護保険事業特別会計繰出金の減(平成25～27年度)

【公債費】(718)

- ・最終年度残高一括償還方式で借り入れた市債を借り換えたことによる公債費負担の減(平成26～27年度)

【物件費】(613)

- ・再構築に伴う住民情報基幹系システム運用費の減（平成 25～27 年度）

② 歳出が増加したもの

【積立金】(△2,902)

- ・清掃工場施設整備費負担金精算金の地域振興基金への積立（平成 25 年度）
- ・収支改善による財政調整基金，公共施設維持整備基金への積立（平成 26～27 年度）
- ・ふるさと龍ヶ崎応援寄附金のみらい育成基金への積立（平成 27 年度）

【普通建設事業費】(△2,349)

- ・小中学校への空調機設置（平成 25 年度）
- ・城西中学校大規模改修（平成 26 年度）
- ・防犯灯 LED 化に係る防犯灯設置工事費，庁舎新附属棟建設（平成 27 年度）

【扶助費】(△1,798)

- ・児童手当の制度改正に伴う支給費の増（平成 25 年度）
- ・臨時福祉給付金の給付開始（平成 26 年度）
- ・生活保護扶助費の増（平成 25～27 年度）
- ・子ども子育て支援制度への移行に伴う施設型給付費の増（平成 27 年度）

第 3 章 財政収支見通しと課題

1 財政収支見通し

財政運営にあたっては、自らの財政状況の実態を分析し、財政構造、財政運営等の良否を正確に把握し、経済情勢や行政需要動向など財政収支へ影響を及ぼす要因を踏まえて将来を予測し、財政の効率性や長期的な安定性等を確保するために適時適正な対策を講じることが必要です。

そのため、本市では、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 17 条において「財政収支見通し」の公表を義務付け、制度に裏打ちされた試算及び公表のサイクルを確立しています。

(1) 推計方法

財政推計²²は、普通会計をベースに、平成 27 年度決算額又は平成 28 年度決算見込額などを基礎数値として平成 28 年 10 月時点で推計を行い、各年度の決算収支額を算出しました。

推計にあたっては、歳入・歳出それぞれの項目ごとに過去の実績や現状を勘案するとともに、本市の人口動態やわが国の経済成長率その他の前提条件を変動要因として加味しました。

第 1 次中期財政計画以前の財政健全化の取組事項については継続を基本に、その効果額を反映させています。

現行制度の下、現在の行財政運営を継続することを前提としており、消費税率の引き上げや各種制度の改正、今後実施予定の大規模な新規・拡充事業は見込んでおりません。

また、収支を正しく把握するため、財源調整を目的とした基金繰入や利子以外の基金積立は想定しておりません。

その他、今回の推計にあたって特記すべき事項は、次のとおりです。なお、推計方法の詳細等については、資料として末尾に掲載しました。

○歳入

繰入金：平成 31 年度に、常磐線佐貫駅駅名改称にかかる JR 負担金に基金を充当。

地方債：建設事業債、臨時財政対策債は定額推計し、既存の借換債の予定を反映。

○歳出

物件費：既存システムの電算更新費用等を反映。

扶助費：マルフク 18 歳拡大にかかる増加分を反映。

補助費等：平成 31 年度に、常磐線佐貫駅駅名改称にかかる JR 負担金を計上。

普通建設事業費：公共施設の定例的な改修や道路・公園等のインフラ整備など、通常の行政運営に必要と思われる費用として、年間 12 億円(地方債 8 億円)を見込む。都市再生機構立替返済金は別途加算。

²² 財政推計は、多くの前提条件や想定に基づく試算値であるため、個々の数値の変動よりも全体傾向把握に有効。なお、地方財政は、法律等の制定・改廃の影響を大きく受けるため予見可能性が極めて低く、国の制度改正等が行われた場合は、推計結果と大きな乖離が生じることがある。

(2) 財政収支見通し

現行制度の下、現在の行財政運営を継続した場合、平成 37 年度までは黒字を維持するという推計結果となりました。

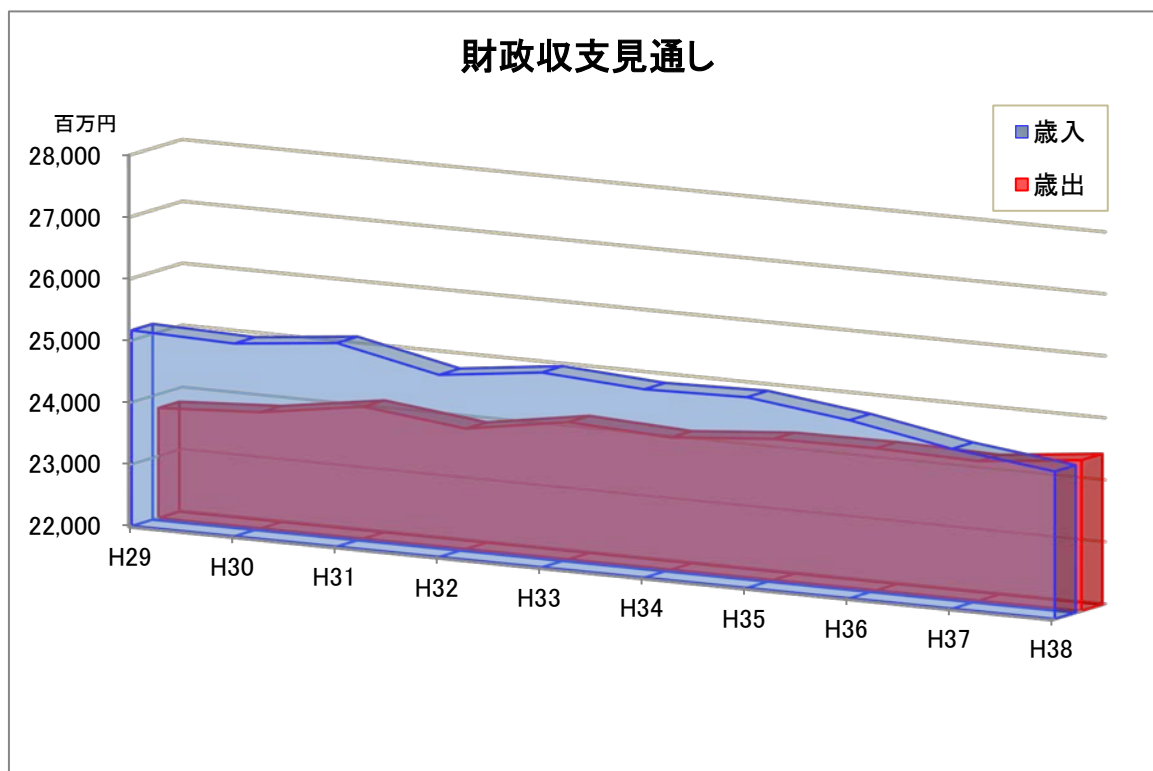
しかし、生産年齢人口の減少や地価の下落などにより、基幹収入である市税収入は増収が見込めず、交付税も減収基調にあることから、歳入は減少傾向にあり、一方、子育て支援、医療、介護等の社会保障関係費の増加などにより、歳出は増加傾向にあるため、収支差引における黒字見込額は年々減少し、平成 38 年度には赤字となる見込みです。

財政推計に基づく財政収支見通し

(百万円)

区分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
歳入決算見込額 A	25,161	25,113	25,288	24,940	25,145	25,040	25,079	24,874	24,579	24,381
歳出決算見込額 B	23,777	23,875	24,131	23,944	24,215	24,135	24,277	24,292	24,250	24,434
収支見込額 A-B	1,384	1,238	1,157	996	929	905	803	581	329	△54

(注) 項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。



2 財政運営上の課題

本市の財政状況は、平成 20, 21 年度の危機的状況を脱し、財政健全化の取組などにより堅調に推移しており、各種財政指標は県内市平均や類似団体平均に近づきつつあります。

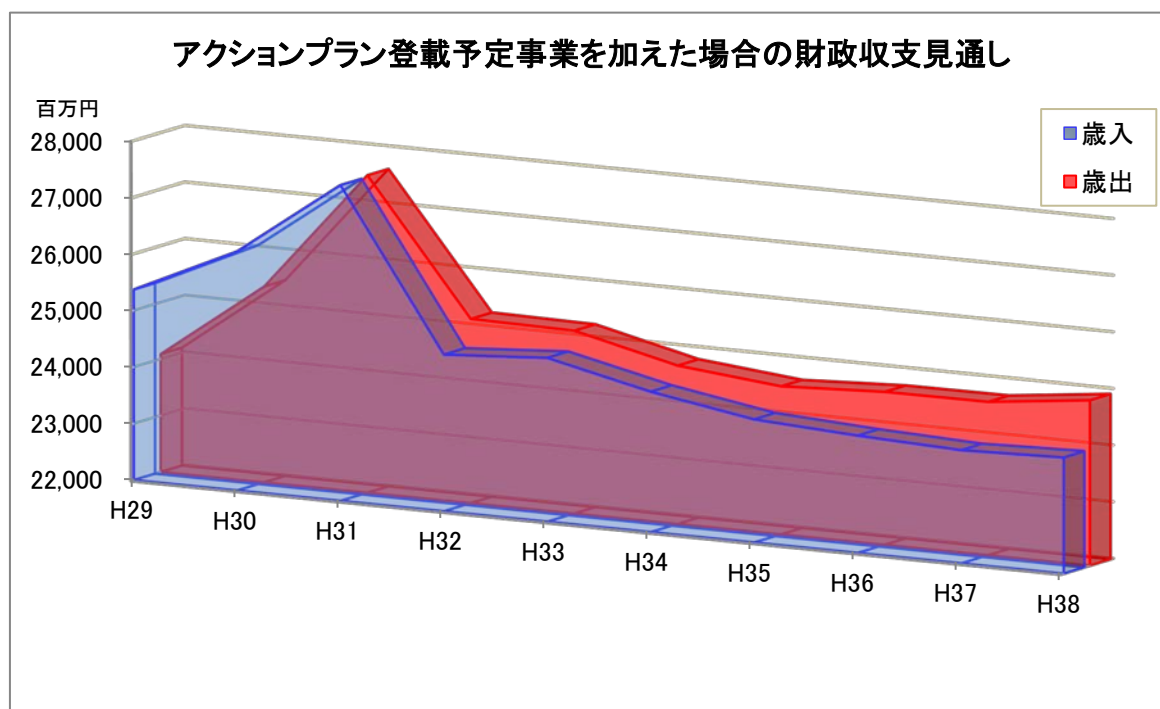
しかし、「第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」のアクションプラン（中期事業計画）登録予定事業の概算費用を加えた場合、財政収支見通しは次のとおりとなります。

アクションプラン掲載予定の事業を概算で加えた場合の財政収支見通し

(百万円)

区分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
歳入決算見込額 A	25,367	26,224	27,579	24,768	24,893	24,479	24,174	24,071	23,998	24,052
歳出決算見込額 B	24,084	25,460	27,611	25,256	25,231	24,798	24,616	24,701	24,708	24,919
収支見込額 A-B	1,283	764	△32	△488	△338	△319	△442	△629	△711	△868
累積収支不足額	—	—	△32	△520	△858	△1,177	△1,619	△2,248	△2,959	△3,827
一般基金残高	5,994	5,928	5,531	5,465	5,398	5,331	5,264	5,197	5,130	5,062

(注)項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。



大型事業が集中することから、平成31年度に赤字となり、平成38年度までの累積収支不足額は38.3億円となる見込みです。ただし、平成38年度末において一般基金残高が50.6億円あるため、基金の活用により、この収支不足の解消は可能です。

しかし、基金残高は12.3億円まで減少することから、今後、経済情勢などの影響により財政推計値に対する歳入の下振れが発生した場合や、推計未反映の大型事業が顕在化した場合などは、収支不足の解消が不可能となる事態に陥る可能性が高まります。

そのような事態に陥らないためにも、財政力強化の取組により毎年度の収支を改善し、基金に過度に頼らず事業を実施するための財源を生み出さなければなりません。

そのうえで、財政収支見通しは、決算を反映させて毎年度見直し、大型事業の実施年度の調整や事業内容の精査などを行い、アクションプランを実現可能なものとする。こと、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の確実な実行に努めることが重要です。

このように、未だ脆弱な財政基盤にある本市において、今後も厳しいと推測される財政環境の中、これらの財政需要に応じていくためには、財政力強化の取組を進めるとともに、収支見通しに細心の注意を払いながら収支を均衡させ、持続可能な財政運営をしていく必要があります。

第4章 財政運営の目標

1 計画策定の趣旨と方向性

基礎的自治体の責務を果たすとともに、本市のまちづくりの基本方向を示す最上位計画である「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を推進するため、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第21条に基づき財政運営目標を定め、同条例施行規則第13条に基づき、第1次中期財政計画の財政力強化の取組を継続・発展させた本計画を策定し、財政力強化の取組を推進します。

また、財政収支見通しと戦略プランの実施計画であるアクションプラン（中期事業計画）は、お互いに連携しながら、戦略プランを推進するための車の両輪としての役割を果たします。

なお、本計画は、市民への公表にも重点を置いた計画とします。

2 計画期間

計画期間は平成29～33年度までの5年間とします。

これは、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の計画期間が平成29～33年度であることを勘案しています。

3 財政運営の目標

前述のとおり、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」のアクションプラン（中期事業計画）掲載予定事業の概算費用を加えた場合、財政収支は平成31年度から赤字になることが見込まれ、再び財政構造の硬直化が進行することが懸念されます。

また、大型建設事業にかかる新規地方債の借入れによる実質債務残高や将来世代負担額の増加や、基金の活用に伴う積立金の減少などにより、目標となる各種財政指標が悪化することも想定されます。

そのため、目標となる各種財政指標は、数値を悪化させることなく、現状を維持することを基本方針とし、財政運営目標は据え置くこととします。

具体的な目標は次のとおりです。

区分	目標	平成27年度実績
基礎的財政収支	黒字	黒字
経常収支比率	90%以下	90.1%
積立金残高比率	35%以上	42.5%
実質債務残高比率	180%以下	209.0%
社会資本形成の将来世代負担比率	30%以下	29.8%

(1) 財政収支の改善

目標	基礎的財政収支の黒字維持
----	--------------

財政の持続性を確保するためには、収支の黒字維持が前提となります。

本計画の期間中の基礎的財政収支の目標は黒字の維持です。市債の借入れや基金の取崩しに過度に依存しない財政運営を目指します。

(2) 柔軟な財政構造への転換

目標	柔軟な財政構造への転換 (経常収支比率 90%以下) (積立金残高比率 35%以上)
-----------	---

本計画の期間中は少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少などにより、地方財政は歳入面では「右肩下がり」、歳出面では「右肩上がり」と財政収支は悪化傾向となることが予想されます。

財政の柔軟性を高め、財源調整力を確保することは、財政運営の自由度にかかわる重要なポイントです。

経常収支比率を 90%以下まで改善し、積立金残高比率 35%を維持することにより、必要な事業に振り分ける財源をより多く確保します。

(3) 将来負担額の削減

目標	将来負担額の削減 (実質債務残高比率 180%以下) (社会資本形成の将来世代負担比率 30%以下)
-----------	---

柔軟な財政構造を構築し、財政の持続性を担保するためには、将来の世代に過大な負担を強いることがないように、地方債残高や本市財政の特徴である多額の債務負担行為残高などの長期債務の削減が重要となります。

実質債務残高比率を 180%以下に改善し、社会資本形成の将来世代負担比率を 30%以下に維持することにより、大型事業を行う際にも将来負担額が次世代の高負担にならないよう、事業の計画的・効率的な執行に努め、新規市債の借入れを抑制することなどにより、債務高水準の状態からの脱却を図ります。

第5章 財政力強化の取組

1 収支改善目標

前述の、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」のアクションプラン（中期事業計画）記載予定事業の概算費用を加えた場合の財政収支見通しにおける計画期間内（平成29～33年度）の累積収支不足額が8.6億円であることから、本計画における財政力強化のための収支改善の目標額は、歳入歳出合わせて期間内で10億円とします。

(1) 歳出削減目標額

歳出削減による効果額は、継続した取組の上積み及び定性効果の顕在化などで、単年度1億円以上の削減を目指します。したがって、計画期間である平成29～33年度までで、累計5億円以上の歳出削減を目指すこととします。

(2) 歳入確保目標額

歳入確保による効果額は、市税の徴収率向上の取組、継続した取組の上積み及び定性効果の顕在化などで、単年度1億円以上の確保を目指します。したがって、計画期間である平成29～33年度までで、累計5億円以上の歳入確保を目指すこととします。

2 具体的な取組事項

人口減少、少子高齢化社会の進展による担税力の低下、社会保障関係費の増嵩、公債費の高止まりといった状況下で、持続可能な財政基盤を構築することが喫緊の課題となっています。行財政改革の歩みを止めることなく推進し、より効率的な行財政運営に努めなければなりません。

また、財政負担の平準化の観点からは、地方債の活用も有効な財源調達手法です。ただし、将来の財政負担が生じることとなるため、地方債を発行する時点の意思決定に参画しえない将来の世代に過大な負担を強いることの無いよう留意しなければなりません。

さらに、経済情勢などの影響により財政推計値に対する歳入の下振れが発生した場合に備え、基金残高を確保することも検討します。

なお、財政運営目標達成等のための具体的な方策は次のとおりです。

【歳出削減の取組】

(1) 人件費の抑制

第6次龍ヶ崎市人員管理計画（平成26年12月）に基づく定員管理を確実に実行し、人件費の抑制を図るとともに、人材確保・育成に努めます。

また、行政機能のスリム化や公共サービスの役割分担の変化に応じて、臨時・非常勤職員及び再任用職員等を含めた適正配置員数等の精査に努めます。

(2) 公債費の抑制

最終年度残高一括償還方式で借り入れた市債について、借り換えを行うことにより償還負担を平準化し、単年度の償還負担を軽減します。

借換対象既往債

(百万円)

H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
106.6	44.9	0	0	177.2	158.2	134.5	17.7	0	0

(3) 長期債務残高の増加の抑制

計画期間内の一般会計の元金償還額は、毎年 24.5～26.4 億円程度（最終年度残高一括償還分を除く。）と見込まれることから、新規借入額を毎年 25 億円以下（計画期間内平均、借換債を除く。）に抑制し、長期債務残高が再び増加するのを抑えます。

(4) 事務事業の適正化

一定規模以上の公共事業を計画する場合、計画策定過程において、初期投資から更新にいたるフルコストを算定・公表することにより、議論の深化を図り、現在の市民ニーズと将来負担がマッチングした最適な事業化を推進します。

(5) 公共施設の全体最適化

「公共施設再編成の基本方針」及び「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の利用環境の改善、運営の効率化及び統合などを推進し、維持管理経費の抑制を図ります。

(6) 特別会計の独立性の向上

特別会計の運営は、法令等に基づき一般会計等で負担する経費以外は、「独立採算」が原則であることから、徴収率向上の取組、事務事業の効率化、料金等の見直しなどにより経営改善を推進します。

(7) 一部事務組合の経営効率化等

一部事務組合による広域化のスケールメリットを享受できるよう、さらなる事務の効率化、組合予算の総額抑制を求めるものとします。

特に、多額の財源を要する事業については、早期に構成市町村間での協議を実施するよう調整します。

(8) 外郭団体の経営健全化

外郭団体は自主・独立を旨とし、組織のスリム化、運営経費の総額抑制等経営改善を図ってきましたが、職員の高齢化等に伴い、長期的展望に立った運営形態や事業内容の見直しの時期がきています。組織の存続のための公的資金の投入なども懸念されることから、外郭団体ごとの存続の方向性の検討を開始します。

(9) 補助金等の見直し

補助金等の交付の目的を再確認し、目的を達成した補助金を削減するなど、見直しを行います。

【歳入確保の取組】

(1) 自主財源と受益者負担等の公平性の確保

① 課税客体の確保

自主財源の柱は市税です。「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」において、人を呼び込むための事業を実施し、定住促進を図ります。

② 市税徴収率等の向上

第1次中期財政計画期間中に、租税債権機構の支援の下、徴収率向上及び適正課税、コンビニ納付など納税環境の向上、高額滞納事案などについては、差し押さえ等の積極的な滞納処分を行うことにより、平成27年度には、徴収率が98.8%（国民健康保険税を除く。）に向上しました。これまでの徴収率向上の取組を継続するとと

もに、現年度分の取組を強化し、確実な収納に努めます。さらに、固定資産税における課税客体の適正把握等を推進します。

③ 使用料・手数料等の見直し

応益負担の原則、受益者と非受益者の負担の公平性などに留意し、定期的に使用料・手数料検討委員会を開催し、使用料・手数料等の適正化を推進します。

(2) 基金残高の確保

大型事業の実施に当たっては、過度の基金取り崩しを行わず、収支改善によって生み出した財源の範囲内で実施することに努め、基金残高を維持します。

さらに余剰が発生した場合は、計画期間以降に予定されている既存施設の統合や老朽施設の更新に備え、公共施設維持整備基金や義務教育施設整備基金を中心に積立を行います。

(3) 市債の活用

適正な償還年数の設定、据置期間の有無や元金均等償還の活用など、詳細な検討を行い、公平かつ適正な将来負担の平準化に努めます。

3 計画実施後の財政収支見直し

本計画による財源確保目標額である累計 10 億円以上を達成した場合、計画最終年度（平成 33 年度）の収支見込額は 1.4 億円の黒字となります。

一方、経済情勢などの影響により財政推計値に対する歳入の下振れが発生した場合は、目標を達成しても、収支均衡には至らない事態も考えられます。

そのため、財政収支見直しは、決算を反映させて毎年度見直し、大型事業の実施年度の調整や事業内容の精査などを行い、アクションプランを実現可能なものとするこ
とで、「第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の確実な実行に努めます。

また、必要に応じて、財政運営目標や収支改善目標を修正します。

4 進行管理と公表

本計画の推進に当たっては、市民の皆さんのご理解・ご協力が不可欠です。

そのため、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 5, 6 条に基づき、「情報の共有化」を推進することとし、毎年、本計画の進捗状況の把握・進行管理を行い、また、進捗状況を広報紙や市公式ホームページ等を活用して適時公表することとします。

資料1

◆龍ヶ崎市財政収支見通し(平成28年10月現在)

※項目別に四捨五入しており、項目の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

(単位:百万円)

項目	H25決算	H26決算	H27決算	H28見込	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計	H35推計	H36推計	H37推計	H38推計
地方税	10,076	10,197	9,973	9,899	9,966	9,919	9,945	9,982	9,928	9,952	9,975	9,913	9,941	9,963
地方交付税	3,662	4,323	3,586	4,109	3,505	3,525	3,461	3,426	3,582	3,442	3,408	3,362	3,176	3,119
地方消費税交付金	662	817	1,315	1,321	1,350	1,373	1,399	1,423	1,436	1,456	1,476	1,497	1,518	1,524
地方譲与税等	610	539	571	503	506	509	512	514	516	518	520	522	524	527
分担金及び負担金	295	279	281	284	285	305	304	284	283	283	282	302	301	280
使用料・手数料	409	356	351	350	351	351	350	350	350	349	348	348	347	347
国庫支出金	3,656	3,270	3,573	3,365	3,440	3,480	3,524	3,568	3,625	3,684	3,746	3,809	3,874	3,952
都道府県支出金	1,633	1,603	1,628	1,611	1,639	1,653	1,669	1,684	1,699	1,715	1,730	1,746	1,762	1,781
繰入金	55	24	325	529	21	72	402	72	72	72	72	72	72	72
繰越金	1,146	1,322	2,005	1,503	1,491	1,384	1,238	1,157	996	929	905	803	581	329
地方債	2,391	1,805	1,851	2,245	1,935	1,873	1,828	1,828	2,005	1,986	1,963	1,846	1,828	1,828
うち臨時財政対策債	1,592	1,351	1,249	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028
財産収入・寄附金・諸収入	1,631	770	879	697	673	669	656	651	652	653	653	654	655	659
歳入合計	26,227	25,305	26,340	26,416	25,161	25,113	25,288	24,940	25,145	25,040	25,079	24,874	24,579	24,381
人件費(事業費支弁人件費を含む)	4,087	4,061	4,210	4,150	4,313	4,210	4,179	4,219	4,127	4,084	4,114	4,071	4,010	4,030
物件費	2,873	3,039	3,256	3,281	3,392	3,493	3,528	3,583	3,631	3,680	3,729	3,779	3,830	3,882
維持補修費	126	121	136	139	142	144	147	150	152	154	156	158	160	163
扶助費	5,325	5,637	6,027	6,067	6,098	6,105	6,114	6,166	6,221	6,278	6,338	6,399	6,497	6,600
補助費等	3,002	2,905	3,915	3,901	3,015	3,106	3,456	3,111	3,127	3,146	3,167	3,207	3,228	3,227
うち一部事務組合に対するもの	2,052	1,776	2,562	2,554	1,665	1,738	1,759	1,765	1,783	1,806	1,829	1,852	1,875	1,899
普通建設事業費(事業費支弁人件費を除く)	2,605	1,511	1,530	2,100	1,515	1,507	1,471	1,463	1,461	1,462	1,426	1,404	1,372	1,351
災害復旧費	17	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	3,193	2,977	2,737	2,552	2,641	2,611	2,484	2,454	2,602	2,391	2,359	2,227	2,183	2,216
積立金	1,439	838	648	113	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
投資及び出資金	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貸付金	16	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
繰出金	2,221	2,185	2,358	2,609	2,642	2,679	2,732	2,779	2,876	2,922	2,970	3,029	2,950	2,947
歳出合計	24,905	23,299	24,838	24,925	23,777	23,875	24,131	23,944	24,215	24,135	24,277	24,292	24,250	24,434
収支差引	1,322	2,005	1,503	1,491	1,384	1,238	1,157	996	929	905	803	581	329	△ 54

※臨時財政対策債:地方交付税の一部が振替えられた地方債で、後年度に償還見込額が交付税措置されます。 ※一部事務組合:ごみやし尿の処理、消防など、近隣の市町村と共同で事業を行うために設置された組合です。

※収支の不足分については、毎年度の収支改善の取組や基金からの繰入等により解消していきます。

◆歳出のうち主要経費見通し

(単位:百万円)

項目	H25決算	H26決算	H27決算	H28見込	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計	H35推計	H36推計	H37推計	H38推計
職員 嘱託員・臨時職員等経費	361	396	447	478	510	540	573	607	644	682	723	767	813	861
経費 職員人件費	3,517	3,464	3,574	3,486	3,622	3,492	3,432	3,440	3,316	3,238	3,231	3,149	3,047	3,023
情報システム経費(委託料・リース料)	303	292	304	266	344	406	380	380	380	380	380	380	380	380
公共施設維持管理経費	2,694	1,911	1,833	1,851	1,980	1,990	1,974	1,986	2,000	2,016	1,997	1,991	1,976	1,971

◆地方債、債務負担行為及び一般基金残高見通し

(単位:百万円)

項目	H25決算	H26決算	H27決算	H28見込	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計	H35推計	H36推計	H37推計	H38推計
地方債残高	26,097	25,298	24,737	24,706	24,317	23,892	23,534	23,202	22,918	22,800	22,686	22,572	22,479	22,357
債務負担行為残高	3,089	2,850	2,605	2,354	2,095	1,837	1,608	1,381	1,150	912	705	516	355	211
一般基金残高	5,289	6,103	6,426	6,009	5,994	5,928	5,531	5,465	5,398	5,331	5,264	5,197	5,130	5,062

財政推計の前提条件について

平成 28 年 10 月
財 政 課

◆龍ヶ崎市財政収支見通し（平成 28 年 10 月現在）

■共通事項

●推計期間

平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間（平成 27 年度決算，平成 28 年度決算見込を反映）

●推計範囲

地方財政状況調査（総務省）による普通会計

●将来人口

（単位：人）

年度	H29	H30	H31	H32	H33
人口	78,795	78,719	78,645	78,573	78,410
年度	H34	H35	H36	H37	H38
人口	78,251	78,092	77,933	77,770	77,532

※「第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」策定の際に用いた，本市の人口の将来展望における目標人口設定のための将来人口シミュレーションによる推計値を用いています。

●名目経済成長率

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
名目 GDP	2.2%	2.2%	1.7%	1.9%	1.7%	1.4%	1.4%

※内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」（平成 28 年 7 月 26 日）を参考にしています。

■歳入

●地方税

平成 28 年度 7 月末調定額より算出した，平成 28 年度決算見込額を基に推計しています。

市民税は，課税の基礎となる個人所得や企業業績は，経済動向による影響が大きいことから，名目経済成長率を反映させて推計しています。

固定資産税及び都市計画税は，地価の下落や家屋の新築，3 年に 1 度の評価替による影響を推計しています。

軽自動車税は，近年の傾向による増加率，4.0%を乗じて推計しています。消費税率 10%への引き上げに伴って実施される自動車取得税改正については，今回は見送っています。

市たばこ税は，近年の傾向により，売り渡し本数を前年度△3%で推計しています。

●地方交付税

普通交付税は，平成 28 年度本算定結果をベースに，人口，公債費などの増減見込み及び市税等増減額の 75%を反映しています。

特別交付税は，平成 28 年度決算見込み額をベースに，定額推計しています。

●地方消費税交付金

平成 28 年度普通交付税交付基準額をベースに推計しています。消費税率 10%への引き上げ影響分

については、今回は見送っています。

●地方譲与税等

平成 28 年度予算額をベースに、定額推計あるいは経済成長率、人口増減率などを反映させて推計しています。

●分担金及び負担金

平成 27 年度決算額をベースに、定額推計あるいは人口増減率を反映させて推計しています。病院群輪番制・小児救急輪番制病院運営の幹事年度（平成 30, 31, 36, 37 年度）は、構成市町村からの負担金を別途加算しています。

●使用料・手数料

平成 27 年度決算額をベースに、定額推計あるいは人口増減率を反映させて推計しています。

●国庫支出金

平成 27 年度決算額をベースに、近年の傾向による増加率や経済成長率、対象年齢層の人口増減率などを反映させて推計しています。

●都道府県支出金

平成 27 年度決算額をベースに、近年の傾向による増加率や経済成長率、対象年齢層の人口増減率などを反映させて推計しています。

●繰入金

事業計画による定額的な特定目的基金の取崩しを想定しています。

平成 31 年度に、常磐線佐貫駅駅名改称に係る JR 負担金に対する繰入 3 億 3,000 万円を想定しています。

●繰越金

前年度の形式収支が黒字の場合、当該黒字相当額を繰越しています。

●地方債

建設事業債は、通常事業分として、事業費 12 億円に対し 8 億円（起債対象 10 億円×80%）を定額推計しています。

臨時財政対策債は、平成 28 年度普通交付税本算定ベースに定額推計し、実質的な交付税総額の増減は、普通交付税で調整しています。

その他、既存の借換債等の予定を反映しています。

●財産収入・寄附金・諸収入

財産収入は、基金利子分として、前年度末基金残高見込に 0.1% を乗じて推計しています。

寄附金は、確実な寄附が見込まれる場合に計上します。

諸収入は、平成 27 年度決算額をベースに、定額推計あるいは経済成長率、対象年齢層の人口増減率などを反映させて推計しています。

その他、単年度で収入が見込まれる場合は、別途加算します。

■歳出

●人件費

事業費支弁人件費（普通建設事業に含まれる職員給与など）を含んで計上しています。

議員報酬・審議会等の委員報酬は、平成 27 年度決算額をベースに定額推計しています。

嘱託員にかかる報酬等は、平成 27 年度決算額をベースに、平成 23 年度～平成 27 年度までの直近 5 か年の平均伸び率を参考とした増加率、6.0% を乗じて推計しています。

特別職給与、職員給与等は、第6次人員管理計画による推計に基づいて計上しています。

●物件費

臨時職員の賃金・嘱託員費用弁償は、平成27年度決算額をベースに、直近5か年の平均伸び率を参考とした増加率、6.0%を乗じて推計しています。

電算委託料・リース料は、平成27年度決算額をベースに定額推計し、既存システムの更新費用等を別途加算しています。

施設管理経費及びその他の物件費は、平成27年度決算額をベースに、経済成長率を反映させて推計しています。

なお、消費税率10%への引き上げに係る地方負担額の増加については、地方交付税の増額と相殺される見込みであるため、計上していません。

●維持補修費

維持補修費は、経常的な各施設等の損傷などは毎年同程度発生する前提で、平成27年度決算額をベースに、物価上昇相当分として、経済成長率を反映させて推計しています。

●扶助費

扶助費は、現在の制度が継続する前提で、平成27年度決算額をベースに、近年の傾向による増加率や対象年齢層の人口増減率を反映させて推計しています。

マルフクの18歳拡大分については、別途加算しています。

●補助費等

龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合などの一部事務組合に対する負担金のうち、運営費負担金分は、平成28年度予算額をベースに、経済成長率を反映させて推計しています。工事費及び公債費償還負担金分は、事業計画案等により、各事業年度における一般財源市負担額及び後年度の公債費償還負担見込額を計上しています。

その他に対するものは、平成27年度決算額をベースに、人口増減率を反映させて推計しています。

特殊要因として、病院群輪番制・小児救急輪番制病院運営の幹事年度（平成30、31、36、37年度）は、医療機関への負担金を、平成31年度は、常磐線佐貫駅駅名改称に係るJR負担金を別途加算しています。

●普通建設事業費

事業費支弁人件費は除いています。

通常事業分として、年間12億円を定額推計し、都市再生機構立替返済金を加算しています。

●災害復旧費

災害復旧事業を予定する場合に計上します。

●公債費

既借入金分は、償還計画により推計しています。

借入見込分は、下記の基本借入条件に基づいて償還額を試算しています。

〔基本借入条件〕

建設事業債：15年償還、うち3年据置、年1.0%、半年賦元利均等償還

臨時財政対策債：20年償還、うち3年据置、年1.5%、半年賦元利均等償還

借換債：5年償還、据置なし、年0.8%、半年賦元利均等償還

●積立金

各年度において、基金利子積立を想定しています。

●投資及び出資金

平成 27 年度決算額をベースに、定額推計しています。

●貸付金

平成 27 年度決算額をベースに、定額推計しています。

●繰出金

公共下水道事業は、公債費の一定割合（公債費から資本費平準化債等を控除した額の 50%）で、農業集落排水事業は、公債費相当分で推計しています。

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業は、平成 27 年度決算額をベースに、対象年齢層の人口増減率を反映させて推計しています。

◆歳出のうち主要経費見通し

■職員経費

●嘱託員・臨時職員等経費

人件費のうち嘱託員にかかる報酬等及び物件費のうち臨時職員の賃金・嘱託員費用弁償の合計額を計上しています。

●職員人件費

人件費のうち職員給与等分を計上しています。

■情報システム経費

物件費のうち電算関連の委託料・リース料分を計上しています。

■公共施設維持管理経費

物件費のうち公共施設に係る管理費、土地賃借料等及び維持補修費のうち公共施設分並びに普通建設事業費のうち公共施設に係る改修工事費、都市再生機構立替返済金の合計額を計上しています。

◆地方債、債務負担行為及び一般基金残高見通し

■地方債残高

前年度末地方債残高見込に、各年度の地方債（歳入）を加え、公債費（歳出）のうち元金相当分（公債費の 88%で試算）を差し引いた額を計上しています。

■債務負担行為残高

将来負担比率の算定に用いる、債務負担行為に基づく支出予定額（都市再生機構立替返済金等、公債費に準ずる債務負担行為残高）を計上しています。

■一般基金残高

前年度末一般基金残高見込から、各年度の基金繰入金（歳入）を差し引き、積立金（歳出）を加えた額を計上しています。

資料3

◆アクションプラン(中期事業計画)登録予定事業の概算費用を加えた場合の財政収支見通し

※項目別に四捨五入しており、項目の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。(単位:百万円)

項目	H25決算	H26決算	H27決算	H28見込	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計	H35推計	H36推計	H37推計	H38推計
地方税	10,076	10,197	9,973	9,899	9,966	9,919	9,945	9,982	9,928	9,952	9,975	9,913	9,941	9,963
地方交付税	3,662	4,323	3,586	4,109	3,505	3,525	3,461	3,426	3,582	3,442	3,408	3,362	3,176	3,119
地方消費税交付金	662	817	1,315	1,321	1,350	1,373	1,399	1,423	1,436	1,456	1,476	1,497	1,518	1,524
地方譲与税等	610	539	571	503	506	509	512	514	516	518	520	522	524	527
分担金及び負担金	295	279	281	284	285	305	304	284	283	283	282	302	301	280
使用料・手数料	409	356	351	350	351	351	350	350	350	349	348	348	347	347
国庫支出金	3,656	3,270	3,573	3,365	3,478	3,888	4,299	3,714	3,735	3,684	3,746	3,809	3,874	3,952
都道府県支出金	1,633	1,603	1,628	1,611	1,639	1,653	1,699	1,684	1,699	1,715	1,730	1,746	1,762	1,781
繰入金	55	24	325	529	21	72	402	72	72	72	72	72	72	72
繰越金	1,146	1,322	2,005	1,503	1,491	1,283	764	0	0	0	0	0	0	0
地方債	2,391	1,805	1,851	2,245	2,102	2,679	3,787	2,668	2,639	2,354	1,963	1,846	1,828	1,828
うち臨時財政対策債	1,592	1,351	1,249	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028	1,028
財産収入・寄附金・諸収入	1,631	770	879	697	673	669	656	651	652	653	653	654	655	659
歳入合計	26,227	25,305	26,340	26,416	25,367	26,224	27,579	24,768	24,893	24,479	24,174	24,071	23,998	24,052
人件費(事業費支弁人件費を含む)	4,087	4,061	4,210	4,150	4,313	4,210	4,179	4,219	4,127	4,084	4,114	4,071	4,010	4,030
物件費	2,873	3,039	3,256	3,281	3,427	3,554	3,575	3,631	3,679	3,727	3,777	3,827	3,878	3,930
維持補修費	126	121	136	139	142	144	147	150	152	154	156	158	160	163
扶助費	5,325	5,637	6,027	6,067	6,098	6,105	6,114	6,166	6,221	6,278	6,338	6,399	6,497	6,600
補助費等	3,002	2,905	3,915	3,901	3,022	3,127	3,551	3,111	3,127	3,146	3,167	3,207	3,228	3,227
うち一部事務組合に対するもの	2,052	1,776	2,562	2,554	1,665	1,738	1,759	1,765	1,783	1,806	1,829	1,852	1,875	1,899
普通建設事業費(事業費支弁人件費を除く)	2,605	1,511	1,530	2,100	1,780	3,009	4,799	2,701	2,379	1,952	1,426	1,404	1,372	1,351
災害復旧費	17	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	3,193	2,977	2,737	2,552	2,641	2,612	2,493	2,480	2,652	2,515	2,651	2,587	2,593	2,654
積立金	1,439	838	648	113	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
投資及び出資金	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貸付金	16	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
繰出金	2,221	2,185	2,358	2,609	2,642	2,679	2,732	2,779	2,876	2,922	2,970	3,029	2,950	2,947
歳出合計	24,905	23,299	24,838	24,925	24,084	25,460	27,611	25,256	25,231	24,798	24,616	24,701	24,708	24,919
収支差引	1,322	2,005	1,503	1,491	1,283	764	△ 32	△ 488	△ 338	△ 319	△ 442	△ 629	△ 711	△ 868
累積収支不足額	0	0	0	0	0	0	△ 32	△ 520	△ 858	△ 1,177	△ 1,619	△ 2,248	△ 2,959	△ 3,827

※臨時財政対策債:地方交付税の一部が振替えられた地方債で、後年度に償還見込額が交付税措置されます。 ※一部事務組合:ごみやし尿の処理、消防など、近隣の市町村と共同で事業を行うために設置された組合です。

※収支の不足分については、毎年度の収支改善の取組や基金からの繰入等により解消していきます。

◆歳出のうち中期事業計画等主要経費見通し

(単位:百万円)

項目	H25決算	H26決算	H27決算	H28見込	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計	H35推計	H36推計	H37推計	H38推計
職員 嘱託員・臨時職員等経費	361	396	447	478	510	540	573	607	644	682	723	767	813	861
経費 職員人件費	3,517	3,464	3,574	3,486	3,622	3,492	3,432	3,440	3,316	3,238	3,231	3,149	3,047	3,023
情報システム経費(委託料・リース料)	303	292	304	266	371	457	427	427	427	427	427	427	427	427
公共施設維持管理経費	2,694	1,911	1,833	1,851	1,980	1,990	1,974	1,986	2,000	2,016	1,997	1,991	1,976	1,971
新規建設事業					80	800	1,200	0	0					
道の駅整備					0	8	12	32	357	490				
新保健福祉施設整備					104	371	161	91	202					
佐貫駅周辺整備					0	10	114	232	241					
防災設備整備					0	31	294	311	100					
松葉小学校大規模改修					4	229	0	0	0					
文化会館改修					72	47	1,535	560	0					
(仮称)新給食センター整備														

※新規建設事業は、中期事業計画に登録されている主な事業について、計画期間(平成29年度～平成33年度)内の事業費を概算で計上しています。実施時期、事業費等は、毎年度ローリングを行います。

◆地方債、債務負担行為及び一般基金残高見通し

(単位:百万円)

項目	H25決算	H26決算	H27決算	H28見込	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計	H35推計	H36推計	H37推計	H38推計
地方債残高	26,097	25,298	24,737	24,706	24,484	24,864	26,457	26,942	27,247	27,387	27,017	26,586	26,132	25,625
債務負担行為残高	3,089	2,850	2,605	2,354	2,095	1,837	1,608	1,381	1,150	912	705	516	355	211
一般基金残高	5,289	6,103	6,426	6,009	5,994	5,928	5,531	5,465	5,398	5,331	5,264	5,197	5,130	5,062

資料4

○龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例（抜粋）

平成24年9月26日

条例第25号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な地域経営を確保するため、財政運営の基本指針等を定めることにより、健全な財政運営に関する取組の推進を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

（財政運営の基本指針）

第3条 市は、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動態、経済環境の変化、時代の潮流及び市民の意見等を踏まえた重要かつ緊急性の高い施策に対して重点的に予算配分を行い、財政を健全に運営しなければならない。

2 市は、地方債を財源に充てる公共施設及び社会基盤施設の整備等、長期間にわたり財政需要を生じる施策の決定に当たっては、その債務が将来世代にも引き継がれることを十分理解した上で、世代間の負担の公平性に十分留意するとともに、受益者負担の原則等、財政秩序の維持についても十分考慮しなければならない。

（責務）

第4条 市長は、市民の負託に基づく市の代表機関として、最上位計画を踏まえて予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

2 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスについては、市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識するとともに、世代間の負担の均衡に配慮しなければならない。

第2章 財政運営の原則

第1節 財政情報の共有

（説明責任の向上）

第5条 市は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公開することにより、その説明責任の向上に努めるとともに、財政運営に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

（財政情報の公表）

第6条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を分かりやすく公表しなければならない。

(1) 当初予算の状況（市長が必要と認める予算編成過程の情報を含む。）

(2) 歳入歳出決算の状況

- (3) 決算統計に基づく決算の状況
- (4) 年度末における基金，地方債及び地方債に準じる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の状況
- (5) 主要な施策の成果を説明する書類
- (6) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- (7) 財務諸表

第2節 資産の管理等

(資産及び負債の管理)

第8条 市は，長期的な人口動態及び社会経済情勢の変化等を考慮して，資産を管理しなければならない。

2 市は，地方債，地方債に準ずる債務負担行為並びに不動産の取得及びこれに類する目的のための債務負担行為並びに債務保証の額について，負債として管理しなければならない。

3 市は，負債の額について，償還能力の観点から適切な水準にとどめるとともに，常に逡減に努めなければならない。

(基金)

第10条 市は，災害対策の財源その他緊急を要し，又はやむを得ない財政需要に的確に対応するための資金を確保し，財政の健全かつ円滑な運営に資するため，財政調整基金に計画的に積み立てなければならない。

2 市は，公共施設の適正管理その他施策の計画的推進のために資金の留保を必要とするものにあつては，基金を設けて計画的に資金を積み立て，執行するよう努めなければならない。

(地方債)

第11条 市は，起債に当たっては，次に掲げる事項を総合的に検討しなければならない。

- (1) 適債性の有無
- (2) 将来において市民が負担することの妥当性
- (3) 地方債と他の資金調達方法による場合との市の負担についての比較
- (4) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

第3節 執行における原則

(予算執行の原則)

第12条 市は，次に掲げる事項を総合的に勘案して予算の執行に当たらなければならない

ない。

- (1) 収支の均衡を保持すること。
- (2) 社会経済情勢の変化を考慮すること。
- (3) 将来において発生が見込まれる費用を適切に見込むこと。
- (4) 将来の負担を抑制すること。

(歳入及び歳出)

第13条 市は、歳入について、安定的な増収を図る方策を検討するとともに、市税等については、適切な徴収に努めなければならない。

2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。

第3章 計画的な財政運営

(財政収支見通し)

第17条 市長は、毎年度、最上位計画に基づく事業の進捗状況等との調整の下で、長期的な期間における各年度の普通会計の収支状況、同期間中の各年度末における基金、地方債及び地方債に準ずる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の見通し(以下「財政収支見通し」という。)を公表しなければならない。

(最上位計画策定における原則)

第18条 市は、最上位計画に基づく事業計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、最上位計画の確実な実行に努めなければならない。

2 市は、最上位計画の策定及び改定に当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、財政収支に影響を及ぼす改定においては、改定前後の収支見込額を併記しなければならない。

- (1) 普通会計における収支見込額
- (2) 前号の収支見込額に、最上位計画の遂行のための財源を反映したもの
(公共施設等整備に伴う財政運営影響額)

第19条 市長は、公共施設及び社会基盤施設を整備しようとする場合(公共施設の更新及び大規模な改修等を行おうとする場合を含む。)は、別に定めるところにより、あらかじめ財政運営への影響額を試算し、公表しなければならない。

(予算を伴う計画)

第20条 市長は、予算を伴う計画については、財政収支見通しに反映させなければならない。

2 前条の規定により算出した公共施設及び社会基盤施設の整備による財政運営へ

の影響額については、当該整備計画の決定に併せて、財政収支見通しに反映させなければならない。

第4章 健全な財政運営の取組

(財政運営の目標)

第21条 市長は、財政指標を用いて財政運営の目標を定め、財政運営に当たらなければならない。

2 市長は、地方財政健全化法に定める早期健全化基準（公営企業会計にあっては経営健全化基準とする。）を上回る独自の基準（以下「早期警戒基準」という。）を設けて財政運営に当たらなければならない。

(早期の財政健全化)

第22条 市長は、地方財政健全化法の規定により算定した健全化判断比率（公営企業会計にあっては資金不足比率とする。以下同じ。）のいずれかの比率が早期警戒基準に該当した場合は、財政を早期に健全化するための計画（以下「早期財政健全化計画」という。）を策定するとともに、早期財政健全化計画に従い、財政の健全化に取り組まなければならない。

2 市長は、前項の規定による早期財政健全化計画を策定し、又は変更した場合は、これを議会に報告し、かつ、公表しなければならない。当該計画の毎年度の取組状況についても、同様とする。

3 市長は、第1項の取組の結果、健全化判断比率が早期警戒基準に該当しなくなった場合は、早期財政健全化計画の取組を終了するとともに、これを議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

資料5

○龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則（抜粋）

平成24年9月26日

規則第52号

（趣旨）

第1条 この規則は、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例（平成24年龍ヶ崎市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報の公表方法）

第3条 条例及びこの規則の規定に基づく情報の公表は、次に掲げる手法等を用いて行うものとする。

- (1) 市広報紙又は市政策情報誌への掲載
- (2) 市公式ホームページへの掲載
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含む。）の頒布
- (4) 報道機関への情報提供

2 前項に規定する手法等のほか、必要に応じて説明会を実施するなど、市民に直接説明する機会を設けるよう努めるものとする。

（財政収支見通しの公表等）

第10条 条例第17条の規定による普通会計の財政収支見通しは、前年度の決算状況及び社会経済情勢の動向等を踏まえた当該年度から向こう10年度の見通しとし、毎年度10月末日までに公表するものとする。

2 条例第20条第1項又は第2項の規定による反映によって財政収支見通しが改定された場合は、速やかに公表するものとする。

（公共施設等整備に伴う財政運営影響額）

第11条 条例第19条の規定による財政運営への影響額の試算は、次に掲げる事業（以下「試算対象事業」という。）を対象に行うものとする。

- (1) 公共施設の整備で、総事業費が1億円以上見込まれるとき。
- (2) 社会基盤施設の整備で、総事業費が2億円以上見込まれるとき。

2 市長は、試算対象事業につき、次に掲げる事項を基本に、財政運営への影響額を試算するものとする。

- (1) 投資的経費 当該施設の用地費、建設費、初度調弁費その他の初期費用
- (2) 経常的経費 当該施設の管理運営に必要な人件費、物件費、償還費（建設財源として地方債その他の複数年度にわたる債務の発生を伴う財源の利用を想定する

場合に限る。)その他の経常的費用で、向こう30年間の所要見込額

(3) 更新費用 当該施設の機能を維持するため一般的な知見により予測される維持補修費、工事請負費、備品購入費その他の臨時的経費(前号の経常的経費に含まれるものを除く。)で、向こう30年間の所要見込額

3 市長は、試算対象事業の目的及び社会的便益等の予測と併せて、前項の試算結果を公表するものとする。

(財政運営の目標)

第12条 条例第21条第1項の規定による財政運営の目標(以下「財政運営目標」という。)は、別表第1に掲げるところによる。

(中期財政計画)

第13条 市長は、財政運営目標を達成し、及びこれを維持するために必要な取組を定めた中期的な期間における計画(以下「中期財政計画」という。)を策定し、財政運営に当たるものとする。

2 中期財政計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 財政状況の分析

(2) 計画期間

(3) 財政運営の基本方針

(4) 財政運営目標を達成し、及びこれを維持するための方策

(5) 前各号に掲げるもののほか、財政運営目標の達成及び維持に必要な事項

(早期警戒基準)

第14条 条例第21条第2項の規定による早期警戒基準は、別表第2に掲げるところによる。

(早期財政健全化計画)

第15条 条例第22条第1項の規定による早期財政健全化計画は、早期警戒基準に該当することとなった年度の翌年度の末日までに定めるものとする。

2 早期財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の28第1項又は第2項に規定する者による当該財政の状況についての監査の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るために必要な最小限度の期間内に、実質赤字比率が早期警戒基準に該当する場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期警戒基準に該当する場合にあってはそれぞれの比率を早期警戒基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

する。

- (1) 健全化判断比率が早期警戒基準に該当することとなった要因の分析
- (2) 計画期間
- (3) 財政の早期健全化の基本方針
- (4) 実質赤字比率がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策
- (5) 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期警戒基準に該当する場合にあっては、それぞれの比率を早期警戒基準未満とするための方策
- (6) 各年度ごとの前2号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画
- (7) 各年度ごとの健全化判断比率の見通し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項

3 早期財政健全化計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めるものとする。

4 前3項の規定は、資金不足比率が早期警戒基準に該当した公営企業会計に準用する。
(早期財政健全化計画の報告等)

第16条 条例第22条第2項の規定による早期財政健全化計画の策定又は変更の報告及び公表は、その策定後、速やかにこれを行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による早期財政健全化計画の取組状況の報告及び公表は、毎年度9月末日までに前年度の状況を議会に報告し、かつ、これを公表するものとする。

3 条例第22条第3項の規定による早期財政健全化計画の取組の終了の報告及び公表は、終了後、速やかにこれを行うものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第12条関係）

財政運営の目標

指標	目標値
基礎的財政収支	黒字
経常収支比率	90%以下
積立金残高比率	35%以上
実質債務残高比率	180%以下
社会資本形成の将来世代負担比率	30%以下

（注） 社会資本形成の将来世代負担比率は単体会計を対象に，その他の指標は普通会計を対象に算出する。

別表第2（第14条関係）

早期警戒基準

指標	基準値	備考
実質赤字比率	0.0%以上	比率が算出された場合
連結実質赤字比率	0.0%以上	比率が算出された場合
実質公債費比率	16%以上	
将来負担比率	200%超	
資金不足比率	0.0%以上	比率が算出された場合

（注） 各比率の算定は，地方財政健全化法に定める方法によるものとし，資金不足比率は特別会計のうち公営企業に係る特別会計を，その他の指標は一般会計及び特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計を対象とする。